（公示）

第六条　館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

（委任）

第七条　この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、改正法の施行の日から施行する。

（法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特例）

2　この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合においては、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

（納本制度審議会規程の一部改正）

3　納本制度審議会規程（平成九年国立国会図書館規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関する制度」の下に「、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度」を、「「納本制度」の下に「等」を加える。

第二条第一項中「納本制度に関する重要事項及び法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　納本制度等に関する重要事項

二　法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項

第二条第二項中「前項に規定する納本制度に関する重要事項及び代償金の額に関する」を「前項各号に掲げる」に改める。

第七条第一項中「法第二十五条第三項に規定する代償金の額に関する」を「第二条第一項第二号に掲げる」に改める。

○国立国会図書館規程第二号

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程

国立国会図書館組織規程（平成十四年国立国会図書館規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「を除く」を「及び電磁的方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであって、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるもののうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるもの（以下「オンライン資料」という。）を除く」に、「及びインターネット資料」を「、インターネット資料及びオンライン資料」に改める。

第四条中第七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第二十五条の四第四項に規定する金額の交付に関すること。

第九条第二項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　法第二十五条の四第三項の規定による記録その他の方法によるオンライン資料の収集に関すること（収集書誌部の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

○国立国会図書館告示第一号

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件

（国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額）

1　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。）第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

一　記録媒体の購入に要する金額　記録媒体一点につき八十三円

二　送付に要する金額　郵送に要する最低の料金に相当する金額

（規程第一条第一号のコード）

2　規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二　日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三　国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

（規程第一条第二号の記録方式）

3　規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

一　PDF方式

二　EPUB方式

三　DAISY方式

（規程第二条第一号の情報）

4　規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

一　題名

二　作成者

三　出版者（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。）

四　出版日（オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。）

五　オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報

六　オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報

七　オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソースロケーター

（規程第二条第二号の記録媒体）

5　規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

（規程第二条第二号の記録方式）

6　規程第二条第二号の記録方式は、ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附　則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

人事異動

内　閣

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する

農林水産大臣　林　芳正

内閣府副大臣　西村　康稔

外務副大臣　鈴木　俊一

（経済協力開発機構日本政府代表部在勤）特命全権大使　吉川　元偉

第五十二回経済協力開発機構閣僚理事会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十五年六月十三日までとする（各通）

農林水産審議官　佐藤　正典

経済産業審議官　佐々木伸彦

（大臣官房審議官）内閣府事務官　中村　昭弘

第五十二回経済協力開発機構閣僚理事会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十五年六月十三日までとする（各通）

特命全権大使　佐久間健一

同　塩口　哲朗

願に依り本官を免ずる（各通）（以上五月二十八日）

財　務　省

（国税庁次長）財務事務官　西村　善嗣

国税庁長官事務代理を免ずる（五月十八日）

（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　浅川　雅嗣

国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（五月二十四日）